

# 「師範教育令」期における修身

## —「師範学校教授要目」制定までを射程として—

江島 顕 一

### はじめに—問題の所在

戦前の道德教育を担った「修身」については、これまで初等教育におけるそれが主たる対象として研究が相応に蓄積されてきた。例えば、小学校の「修身」で使用されていた教科書やそれに付随する教科制度に関するものである<sup>1</sup>。もっとも、小学校の「修身」として、その評価法などについては未だ本格的な研究はなされておらず、未開拓の領域がある。それゆえ近年では、「修身」の全体像を究明するための史資料の整理が行われている<sup>2</sup>。

ところで、そもそも「修身」は初等教育のみに置かれていた教科ではなく、中等教育や師範学校においても設けられていたのであるが、これらの学校種における「修身」に関する研究は、初等教育のそれと比較すると極めて少ないというのが現状である。その要因のひとつには、初等教育に比べて中等教育や師範学校の在籍者などが非常に限られていたことが挙げられる<sup>3</sup>。しかし、師範学校の「修身」が、初等教育のそれと密接に関連することはあらためていうまでもない。戦前の小学校の教員は、基本的に師範学校で養成されていた。その意味で、師範学校における「修身」の研究は、「修身」の総合的な実態を究明する上で、重要な課題であるといえる。

こうした課題への応答として、師範学校制度の整備への第一歩となったといわれる1886(明治19)年4月の「師範学校令」の公布から、1890(明治23)年の「教育勅語」の発布を経て、1897(明治30)年の「師範教育令」の公布前までの間の師範学校の「修身」の変遷については既に検討を加えた<sup>4</sup>。そこでは、「師範学校令」期に小学校の教員養成を担った尋常師範学校の教育課程において存在した「倫理」という学科が、「教育勅語」の発布を契機に「修身」へと転換される要因や両者の教育内容の異同とその特質について分析した。この「倫理」から「修身」への変更は単なる学科名称の変更に限るものではなく、「倫理」が道德や倫理の本質的探究を骨子とした学科であったものが、「修身」は一見本質的探究と指導技能習得が併存

する学科へと変わったが、あくまでその主眼は「教育勅語」の趣旨や徳目を「如何に」教授するかということに置かれており、「何が」道德かを根源的に思索し得るような学的性格のものではなかったことを指摘した。

そこで本稿では、師範学校における「修身」の教育課程と学的性格というこれまでの課題設定を引き継ぎ、1897(明治30)年10月の「師範教育令」の公布から、1907(明治40)年4月の「師範学校規程」及び1910(明治43)年5月の「師範学校教授要目」の制定までの明治期の師範学校の「修身」の教育内容と特質の考察を試みる。

### 1、「師範教育令」の公布と「修身」

#### (1)「師範教育令」の公布

1897(明治30)年10月、「師範学校令」に代わって「師範教育令」が新たに定められた。第1条において、小学校の教員を養成するのは「尋常師範学校」から「師範学校」へと改められ、その師範学校や尋常中学校、高等女学校の教員を養成するのは「高等師範学校」、師範学校の女子部や高等女学校の教員を養成するのは「女子高等師範学校」と、それぞれの学校種の養成の役割が明確にされた<sup>5</sup>。このように「師範教育令」は、師範学校の増設と師範学校生徒定員の増加を直接のねらいとしたものであったが<sup>6</sup>、それは学齢児童の就学率の増加に伴う教員需要の増大に応答するものであった。

また、第1条の末尾には、師範学校、高等師範学校、女子高等師範学校においては、「順良親愛威重ノ徳性ヲ涵養スルコトヲ務ムヘシ」<sup>7</sup>と記され、「師範学校令」での「気質」という表記から「徳性」へと修正された<sup>8</sup>。

各師範学校の教育課程については、第8条で「高等師範学校女子高等師範学校及師範学校ノ学科及其ノ程度並教科書ハ文部大臣之ヲ定ム」<sup>9</sup>とされた。

しかし、この全11条の包括規程であった「師範教育令」に基づく具体的な教育課程等の内容規程については、1907(明治40)年の「師範学校規程」が出さ

れるまで待たねばならなかった<sup>10</sup>。そのため師範学校に関わる規則や規程は、従前のものを維持して部分的な改定を行うに留まった<sup>11</sup>。「師範教育令」期の師範学校の教育課程の実態については、例えば高知県の場合には、「師範学校令」期の1892（明治25）年に出された「尋常師範学校ノ学科及其程度」の規程に準拠していたという<sup>12</sup>。つまり、「修身」は「教育勅語」の旨趣に基づいて「人倫道徳ノ要領」を教授し、「躬行実践ヲ旨トシ徒ニ理論ニ偏セサランコト」を目的とした学科として存在していた<sup>13</sup>。

## （2）師範学校の教科書と教授法

このようなことから「師範教育令」公布後から「師範学校規程」制定までの間において、特に「修身」の教科書については、少なくとも文部省からの省令や通達による指定等は管見の限り確認できない。もっとも、明治30年代の師範学校の「修身」において使用されていた、あるいは師範学校生徒が多数読んでいたと推測されるものを整理したものが以下の文献である。

湯原元一『倫氏教育学教科書』金港堂、1893年  
 棚橋源太郎『実用教授法』金港堂、1903年  
 谷本富『実用教育学及教授法』六盟館、1894年  
 棚橋源太郎『小学各科教授法』金港堂、1902年  
 大瀬甚太郎・立柄教俊『教授法教科書』金港堂、1903年

佐々木吉三郎『修身教授法集成』同文館、1905年  
 真田幸憲『小学修身教授法』金港堂、1902年

湯原、棚橋の2著は「修身」ではなく、当時の「教育」の学科において使用されていたといわれるものである<sup>14</sup>。湯原はハウスクネヒトの指導のもとに教育学を学び、その後全国の学校にて教鞭をとった。一方でヘルバルト派のリンドナー（リンドネル）の訳書に力を注ぎ、ヘルバルト派教育学の普及に大きな役割を果たした。書名の「倫氏」はリンドナーであり、原著はそれにフレイリヒが増訂しており、ヘルバルトの教育の原理が汎論された嚆矢としての書であるという。本書では、教育の方法としての「管理」「教授」「訓練」が示されている。一方、棚橋は東京高等師範学校を卒業後、その附属小学校の訓導となり、特に理科教育に力を注いだ。そうした中で本書は師範学校に適切な教科書を提供するため、心理学と教育学に基づいて各学科の教授法を示したものであるという。教授法一般の総論に続き、各論の筆頭には「修身」の教授法が記されている。そこでは心情の陶冶と品性の涵養がその目的とされている。また、具体的な「教授事例」が示されている。

谷本、棚橋、大瀬・立柄の3著はヘルバルト派教育

学の中で広く導入された教授理論であるいわゆる「五段階教授法」を紹介した代表的な書であり、師範学校の教科書であったとされるものである<sup>15</sup>。谷本はハウスクネヒトのもとで教育学を学び、東京高等師範学校の教授を務めながら、ヘルバルト派教育学をわが国に普及させた著名な人物である。本書では、上篇にてヘルバルトとその教育学の概要が語られ、下篇でその応用による教授法が各学科ごとに説かれている。「修身」では「五段法」を用いた教授法が端的に記されている。棚橋のものは、先述と同様の経緯と形式で執筆されており、各論の「修身」では冒頭に修身科教授の歴史に触れているところを除けば、先の書と同内容である。大瀬は、東大で学び、その後ヨーロッパに留学して教育学、心理学を修め、帰国後東京高等師範学校の教授を務めるなどして、わが国の西洋教育史研究を開拓した人物として知られる。本書は小学校における各学科の教授法を著したものであり、総論に当たる「緒論」に続く各論の「修身」ではその目的を「国民道徳」の教授にあるとし、実際の「教授例」が付されている。

佐々木、真田の2著は、当時の修身教授の第一人者として、特に師範学校の関係者の間で広く名を知られた高等師範学校の教員によるものであった<sup>16</sup>。佐々木は東京高等師範学校の教員であったが、本書はその書名の通り「修身」の教授法に特化したものであった。その内容は「二十世紀と倫理問題」「西洋各国に於ける道徳教育の有様」「我国における道徳教育史」「道徳教育の心理的基礎」といったように理論的な側面から書き起こし、教材論から作法教授、教案例、成績考査に至る実践論を書き連ねた約670頁に及ぶ大著である。真田は奈良女子高等師範学校の教員であったが、本書はその書名の通り小学校の「修身」の教授法を著したものであった。その内容は頁数こそ及ばないものの、佐々木のもとは共通するが、「修身」と他の学科の関連について一節を割いている。

このように当時の師範学校の「修身」に関わる文献には、こうしたヘルバルト派教育学に依拠した教授法に関する翻訳書、解説書が多分に含まれていたと考えられる。もっとも、こうしたヘルバルト派教育学の教授理論はある意味では日本化され、形式主義に墮していった<sup>17</sup>。

なお、ヘルバルト派教育学の影響から明治30年代には、「人物主義」といわれる修身教科書が数多く出版される。一方で、「徳目主義」といわれる修身教科書も刊行された。

## 2、「師範学校規程」の制定と「修身」

### (1)「師範学校規程」の制定

1907（明治40）年4月、「師範教育令」に基づいて「師範学校規程」が定められた。これは義務教育の年限延長に伴い、師範学校の一層の整備が要請されたことによるものであり、1943（昭和18）年に「師範教育令」が改正されるまで基本規程としての役割を果たすことになるものであった<sup>18</sup>。

第1章第1条では、「生徒教養ノ要旨」として6項目が示されたが、1892（明治25）年の「尋常師範学校ノ学科及其程度」と同様に、「精神ヲ鍛錬シ徳操ヲ磨励スル」こと、「規律ヲ守リ秩序ヲ保チ師表タルヘキ威儀ヲ具フル」ことなどに加え、「忠君愛国ノ志氣ニ富ム」ことが、教員として求められることとされた<sup>19</sup>。

そして第2章第1節の「学科及其ノ程度」の第6条で、「本科第一部ノ男生徒」の学科として、「修身、教育、国語及漢文、英語、歴史、地理、数学、博物、物理及化学、法制及経済、習字、図画、手工、音楽、体操」が、続く第7条で、「本科第一部ノ女生徒」の学科として、「修身、教育、国語及漢文、歴史、地理、数学、博物、物理及化学、家事、裁縫、習字、図画、手工、音楽、体操」がそれぞれ挙げられた<sup>20</sup>。学科名は、引き続き、「修身」とされ、その具体的な内容については、第8条において次のように示された。

修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ徳道上ノ思想及情操ヲ養成シ実践躬行ヲ勸奨シ師表タルノ威儀ヲ具ヘシメ且小学校ニ於ケル修身ノ教授ニ必要ナル知識ヲ授ケ其ノ教授ノ方法ヲ会得セシムルヲ以テ要旨トス

修身ハ初ハ嘉言善行等ニ徴シ生徒日常ノ行状ニ因ミテ徳道ノ要領ヲ教示シ又作法ヲ授ケ進ミテハ稍々秩序ヲ整ヘテ自己、家族、社会及国家ニ対スル責務ヲ知ラシメ倫理学ノ一班及教授法ヲ授クヘシ

前項ノ外女生徒ニ就キテハ現行法制上ノ事項ノ大要ヲ授クベシ<sup>21</sup>

このように師範学校の「修身」において習得すべき内容は、まず「教育勅語」の旨趣に基づいて「徳道上ノ思想及情操」の養成と「実践躬行」の勸奨とともに、先述した第1章の第1条でも記されていた「師表タルノ威儀ヲ具ヘシメ」ることとされ、その上で小学校における修身の教授法の体得とされた。具体的には、初めに「徳道ノ要領」及び「作法」を、次に「自己、家族、社会及国家ニ対スル責務」を、そして「倫理学ノ一班及教授法」を教授することとされている。こうし

て「修身」は、その教授に必要な知識と方法を習得する教授法に主眼が置かれた学科といえるものであった。

なお、第9条では、「教育」についての具体的な内容が「教育ハ教育ニ関スル一般ノ知識ヲ得シメ特ニ小学校教育ノ旨趣方法ヲ詳ニシ教育ノ技能ヲ習得セシメ兼テ教育者タルノ精神ヲ養フヲ以テ要旨トス 教育ハ心理及論理ノ大要ヨリ始メ教育ノ理論、教授法及保育法ノ概説、近世教育史ノ大要、教育制度、学校管理法、学校衛生ヲ授ケ又教育実習ヲ課スヘシ 前項ノ外女生徒ニ就キテハ便宜保育実習ヲ課スヘシ」<sup>22</sup>と示された。このように「教育」は、教育一般の知識と技能、そして教育者としての精神を体得することがねらいとされ、具体的には心理学や論理学から始まり、教育理論や教授法に進み、教育実習を経ることとされていた。こうして「教育」は、全学科の基盤となる理論と、各学科の学修を踏まえた実践を兼ねた学科であった。

第27条では、各学科目の授業時数が示されたが、「修身」は「本科第一部男子」の第1学年から第4学年は、「二」「一」「一」「一」、「本科第一部女子」では「二」「一」「一」「二」であった<sup>23</sup>。

こうして「師範学校規程」においては、「修身」をはじめ各学科は、その教授法を習得することに重点が置かれた性格となり、まさに小学校の教員養成に特化した師範学校の役割を体現するものとなった。

### (2)「師範学校教授要目」の制定

1910（明治43）年5月、「師範学校規程」に基づいて、「師範学校教授要目」が定められ、「師範学校」の学科とその内容がさらに詳細に示された。冒頭に「本要目ニ準拠シ地方ノ情況ニ適切ナル教授細目ヲ定メシテ以テ各学科目教授ノ効果ヲ完ウシ師範教育ノ本旨ニ副ハシメンコトヲ期スヘシ」<sup>24</sup>として、各学科の「教授要目」が掲げられた。

「修身」の「教授要目」については、「本科第一部」の「男生徒ノ部」の事項は次の通りである。やや長文であるが重要事項であるので全文引用する。

第一学年 毎週二時

教育ニ関スル勅語

勅語ノ全文ニ就キテ丁寧慎重ニ述義シ且之ヲ暗誦暗写セシムヘシ

師範学校生徒心得

師範教育ニ関スル法令、当該学校規則等ノ中生徒ノ心得ヘキ事項

徳道ノ要領

皇位及皇室

皇位 皇統 皇室 敬称

国

国家ノ成立 国体 臣民  
 国憲、国法

家

家 祖先 親子 夫婦 兄弟 親族 僕婢  
 忠孝、愛国

作法

第二学年 毎週一時

教育ニ関スル勅語

前学年ノ復習

戊申詔書

詔書ノ全文ニ就キテ丁寧慎重ニ述義シ且之ヲ暗  
 誦暗写セシムヘシ

道德ノ要項

社会合同生活

合同ノ精神 公務 自治 公益 秩序 風俗  
 誠実 勤勉 信義 恭儉 礼節 博愛 人格  
 自己ノ修養 職業 名誉 財産 権利 義務

国交

外国ニ対スル信義 外国人ニ対スル礼儀、交  
 際

作法

第三学年 毎週一時

教育ニ関スル勅語

前学年ノ復習

倫理学ノ一班

行為、良心、至善、本務及徳ノ概要

教師ノ心得

教師ノ国家社会ニ対スル責務 教師ノ徳義、修  
 養ノ方法

小学校ニ於ケル修身教授法

教授ノ要旨

教授材料ノ選択及排列

教授ノ方法

教授用具及教授上必要ナル注意

小学校修身教科用図書ノ研究

第四学年 毎週一時

我カ国民道德ノ特質

我カ国道德ノ由来

教育ニ関スル勅語発布ノ由来

総括

忠孝ノ一致 愛国奉公 共同生存 国家ノ独立等  
 以上ノ事項ヲ授クルニハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣  
 ニ基キ既授ノ知識ヲ湊合活用セシメテ其ノ意義ヲ  
 明確ニシ以テ我カ国民道德ノ特質ヲ悟了セシムヘ  
 シ<sup>25</sup>

このように「本科第一部」の「男生徒」が習得すべき

内容は、学年別に編成された形で明らかにされた。すなわち第1学年では、「教育勅語」「師範学校生徒心得」「道德ノ要領」「作法」とされ、これらの基礎的な知識とその理解が求められている。第2学年では、第1学年の「師範学校生徒心得」に変わって、1908（明治41）年に出された「戊申詔書」が新たに取入れられ、また「道德ノ要領」も責務の対象が「皇位及皇室」「国」「家」から「社会合同生活」「国交」に入れ替わっている。第3学年では、「倫理学ノ一班」「教師ノ心得」「小学校ニ於ケル修身教授法」とされ、「倫理学」に触れながらも、修身の教授法について本格的に身に付けることとされている（なお、教授法の小項目は全学科共通である）。第4学年では「我カ国民道德ノ特質」のみであり、その理解の徹底が求められた。また、全学年そして「総括」にも「教育勅語」が出てくるように、それを前提とした上で「修身」の内容は規定されていた。

これに加えて規程の末尾には「修身」の「注意」事項が次の通りに挙げられた。

- 一 修身ノ教授ハ努メテ實際ノ生活ニ適切ナランコトヲ要ス
- 二 本科第一部第一学年及第二学年ノ道德ノ要領ハ高等小学校第三学年用修身教科書ニ準拠シ更ニ精深ニ教授スヘシ
- 三 女生徒ニ対シテハ前ニ掲ケタル道德ノ要領ヲ授クルノ外更ニ女子ニ必要ナル諸徳ヲ養ハンコトニ注意スヘシ
- 四 作法ヲ教授スルニハ善ク其ノ精神ノ存スル所ヲ知ラシメ応用宜シキヲ得シメンコトヲ要ス但シ其ノ心得ヲ授クルニハ別ニ時間ヲ設ケス道德ノ要領ヲ授クルニ際シ便宜併セ課スルモ可ナリ
- 五 倫理学ノ一班ヲ教授スルニハ既ニ授ケタル事項ニ更ニ理論的ニ調和統一シ我カ国民道德ノ精神ヲ徹底セシメ以テ実践躬行上ノ信念ヲ確実ナラシムヘシ
- 六 教師ノ心得ヲ授クル際ニハ明治十四年文部省達第十九号小学校教員心得ヲ説明スヘシ
- 七 教訓ニ資スヘキ事件ノ偶発シタルトキ又ハ陸海軍戦役記念日及忠良賢哲ノ記念日等ニ於テハ適宜教訓スルヲ可トス
- 八 現行法制上ノ事項ノ大要ヲ授クルニハ理論ニ馳セス簡易实用ヲ主トスヘシ<sup>26</sup>

とりわけ教授内容や教授方法に関するものが掲げられており、それらは「理論」というよりは「生活」や「実用」に根ざし、「実践躬行」に向かうものであることが喚起されている。

そして1910(明治43)年11月、「師範学校教授要目ニ関スル説明」が出され、「師範学校教授要目」に関するより詳細な解説が明らかにされた。「修身」に関しては次のように6項目が示された。やや長文であるが重要事項であるので全文引用する。

一、中等教育ニ於ケル修身教授ノ通弊トスル所ハ動モスレハ其ノ教材ノ学術的分類ニ偏シ其ノ説明ノ抽象的談理ニ流ルル点ニ在リ是倫理学者カ道徳上ノ概念ヲ取扱フ方法トシテ或ハ可ナルヘシト雖普通教育カ旨トスル健全ナル帝国臣民ヲ陶冶スル道ニ於テ頗ル遺憾ナシトセス

師範学校ハ其ノ目的国民教育ノ任ニ当ルヘキ教師ヲ養成スルニ在ルヲ以テ修身ノ教授ヲナスニハ特ニ我國民道徳ニ就キテ懇切ニ教授シ生徒ヲシテ其ノ真義ヲ悟了セシメ他日小学校ノ教職ニ就クニ当リ子弟ヲ薫陶シテ忠良ナル臣民タラシムル道ニ於テ誤謬ナカラシムコトヲ期セサルヘカラス本要目ハ此ノ点ニ関シテ特ニ注意セリ

二、教育ニ関スル勅語ハ我國民道徳ノ真髓ナリ故ニ師範教育ニ於テハ先ツ其ノ文義ニ通シテ深く聖旨ノ存スル所ヲ奉体セシメ且之ヲ暗誦暗写スルニ至ラシメサルヘカラス是本要目カ予備科ニ於テ本科第一部第一学年ニ於テ教授事項ノ第一トシテ之ヲ掲ケタル所以ナリ第二学年第三学年ニ於テモ亦之ヲ復習セシメ以テ聖旨奉体ノ意ヲ深カラシメ第四学年ニハ「我カ國民道徳ノ特質」ノ項ヲ置キ我國民道徳ノ由来勅語発布ノ由来ヨリ説キテ我國民道徳ノ真髓ヲ明ニシ聖旨ノ帰趣ヲ一層切實ニ理解セシメンコトヲ期セリ

次ニ戊申詔書ハ国運発展ニ関シテ下賜セラレタル大詔ニシテ亦教育者ノ夙夜服膺セサルヘカラス所ナリ故ニ之カ教授ヲ本科第一部第二学年ニ配当シ丁寧慎重ニ述義シ且之ヲ暗誦暗写セシムルコトトセリ

三、道徳ノ要領ニ関シテハ予備科ニテハ生徒ノ年齢学力カ高等小学校第三学年ニ相当スルノミナラス高等小学校第三学年用修身教科書ハ其ノ内容帝国臣民タル思想ノ根底ヲ通シテ概説シタルモノナルヲ以テ後ニ授ケントスル知識ノ階梯トシテモ亦適當ナルヲ認メ右教科書ニ拠リテ教授セシムルコトトセリ

本科第一部第一学年第二学年ニ在リテハ我國民道徳ヲ領悟セシムル上ノ順序ヲ考ヘ第一学年ニ於テハ「皇位及皇室」「国」「家」ノ觀念

ヲ明ニシタル後「忠孝」「愛国」ヲ以テ之ヲ結ビ以テ國民的信念ヲ確實ナラシメ第二学年ニ於テハ国家社会ニ立チテ合同生活ヲナスノ道ニ明ニシ先ツ「合同ノ精神」ヨリ説キ起シテ「公務」「自治」「公益」「秩序」「風俗」ノ如キ合同生活上ノ現象ニ及ヒ次ニ社会ノ人々相互ノ心得トシテ大切ナル条目「誠実」「勤勉」「信義」「恭儉」「礼節」「博愛」ヲ挙ケ更ニ進ミテ社会ノ一員タル吾人ノ「人格」ヲ重ンシ「自己ノ修養」ヲカメ「職業」「名誉」「財産」「権利義務」ノ觀念ヲ明ニスルコトヲ期シ最後ニ国交ノ項ヲ置キテ外国並ビ外国人ニ対スル道ヲ授ケルコトトセリ

四、教育者ハ東西倫理ニ関シテ大体ノ知識ヲ有セサルヘカラス是本科第一部第三学年ニ於テ倫理学ノ一班ヲ授ケル所以ナリ然レトモ徒ニ諸種ノ学説ヲ挙ケテ煩瑣ナル理論ヲ授ケントスルニアラス寧ロ之ニ依リテ我國民道徳ノ精神ヲ徹底セシメ実践躬行上ノ信念ヲ確實ナラシメンコトヲ期スルニアリ

五、師範学校生徒心得ハ本校生徒トシテ第一ニ銘記スヘキ事項ナルヲ以テ特ニ此ノ一項ヲ設ケ本科第一部第一学年ノ初ニ於テ之ヲ授ケ教師ノ心得ハ其ノ将来ノ職務ニ関スル重要ナル事項ナルヲ以テ亦特ニ此ノ一項ヲ設ケ小学校ニ於ケル修身教授法ト共ニ附属小学校ノ実地練習ニ従事セシムルニ先チ第三学年ニ於テ之ヲ授ケルコトトセリ

六、女生徒ニ授ケル現行法制上ノ事項ノ大要ハ男生徒ノ法制及經濟教授要目ヲ參酌シテ其ノ大綱ノミヲ挙ケタリ蓋シ理論ニ馳セス簡易実用的ニ之ヲ授ケンコトヲ期スルナリ<sup>27</sup>

「修身」の学的性格について注目すべきは「一」と「四」であるといえよう。すなわち、師範学校における「修身」は、「倫理学」などの理論に習熟させることなく、あくまで「国民道徳」の精神や真髓を理解させ、「臣民」を育成する手立てを身に付けさせるという実践の学として捉えられていた。この点は、1892(明治25)年の「尋常師範学校ノ学科及其程度」以来度々指摘されてきたことが繰り返される形となっている。そしてこうした「修身」の学的性格は、師範学校とその教育そのものの性格をよく表したといえるものであった<sup>28</sup>。

ところで、「師範学校規程」における教科書についての規定であるが、まず第47条にて「予備科及本科ノ教科用図書ヲ定メ又ハ之ヲ変更スル必要アリト認メタルトキハ地方長官ハ其ノ意見ヲ文部大臣ニ申出ツヘ

シ此ノ場合ニ於テハ地方長官ハ学校長ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス<sup>29</sup>とされていた。しかし、1911（明治44）年1月に「師範学校規程」が一部改正され、「師範学校ノ教科用図書ハ文部大臣ノ検定ヲ経タルモノニ就キ地方長官ノ認可ヲ経テ学校長之ヲ定ムヘシ但シ文部大臣ノ検定ヲ経サル教科用図書ヲ使用スル必要アルトキハ地方長官ハ文部大臣ノ認可ヲ経テ一時其ノ使用ヲ認可スルコトヲ得<sup>30</sup>とされた。こうして師範学校の教科書は原則検定制とされたのであった。

実際に「師範学校規程」制定以降に師範学校の「修身」で使用されていた文献には、吉田静致『師範学校修身教科書』（1910年）<sup>31</sup>、加藤末吉『実験修身教授法』（良明堂書店、1913年）<sup>32</sup>などが考えられる。後者の加藤は東京高等師範学校附属小学校の訓導であったが、書名の「実験」は附属小学校での修身の実践であり、それに基づく教授法書であった。本書は全10章から成り、「序説」に始まり「教師論」「目的論」「教材論」「児童論」「方法論」「修身科と他教科との関係」「訓練要論」「学校生活要論」「徳育に係る諸雑問」に至る約740頁に及ぶ大著である。また、冒頭には加藤弘之、澤柳政太郎、井上哲次郎、中島力造、吉田静致、佐々木吉三郎という当時の教育界の錚々たる人物が序文を寄せている。「方法論」に約300頁が割かれていることから、修身の具体的な展開について詳しく記されている。また「訓練要論」では、訓練が修身と密接な関係にあり、修身教授の効果を上げるためにも、また担任として学級管理をする上でも重要であるとし、さらにそれが「学校生活要論」に接続する形で論じられていることから、この後の大正期に発展する生活指導に通じる概念的萌芽が見て取れる。

こうした「師範学校規程」の制定とその一部改正に基づく教科書の検定制の整備によって、各学科の師範学校用の教科書が編纂されるようになったことで、「修身」をはじめとする師範学校の各学科の教育内容は、画一化が進むことになるのであった。

## おわりに—今後の課題

以上のように、「師範教育令」から「師範学校規程」までの「修身」の教育課程と学的性格は次のように描出することができるであろう。

すなわち、「師範教育令」（1897）の公布後の明治30年代は、「師範学校令」（1886）期の「尋常師範学校ノ学科及其程度」（1892）に準拠した教育課程であった。すなわち「修身」は、「教育勅語」の旨趣に基づいて「人倫道德ノ要領」を教授し、「躬行実践ヲ旨トシ徒ニ理論ニ偏セザラン」学科であった。

そうした中で、「師範学校規程」（1907）の制定により、明治40年代に入ると教育課程はもとより師範学校制度そのものが整備された。そこで「修身」は、小学校の修身への一層の接続が図られ、特に「師範学校教授要目」（1910）においては明治末年から本格的に鼓吹され始める「国民道德」概念をも取り込みながら<sup>33</sup>、その徹底と普及を担った。

そしてこの間の「修身」の教授法をめぐっては、当時の教育界全般にヘルバルト派教育学が大きな影響を及ぼしていたことから、その教授理論（段階的教授法）がその翻訳書や解説書によって盛んにその実践に取り入れられた。

端的に言えば、「師範教育令」から「師範学校規程」までの「修身」の学的性格は、「師範学校令」（1886）期の「尋常師範学校ノ学科及其程度」（1892）における「修身」、つまり冒頭で述べたように、「教育勅語」の趣旨や徳目を如何に教授するかという方法論に重点を置いた傾向を多分に引き継ぎながら、新たに生じた「国民道德」の普及などの教育課題に応じることで、「教育勅語」に基づく教育政策を強化する役割が求められていたといえるのであった。

もっとも、残された課題は多岐にわたる。適宜言及してきた課題を検討していき、この「師範教育令」から「師範学校規程」までの「修身」の学的性格をより明確にしていくこととしたい。そして、本稿と同様の問題関心から、大正期、戦前昭和期の師範学校における「修身」について究明していくこととする。

<sup>1</sup> 代表的な研究として、海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第1・2・3巻修身（一）・（二）・（三）（講談社、1961-1962年）、仲新『近代教科書の成立』（大日本雄弁会講談社、1949年）、唐澤富太郎『教科書の歴史—教科書と日本人の形成』（創文社、1956年）等がある。

<sup>2</sup> 貝塚茂樹監修『文献資料集 日本道德教育論争史』第I・II期、各期5巻、日本図書センター、2012-2013年。

<sup>3</sup> 例えば本稿が射程とする明治後半期の1907（明治40）年の在学者数はそれぞれ次の通りである。小学校では義務教育年限が6年とされ、就学率は97%に達し、5,713,698人であった。一方で、中学校は111,436人、高等女学校は40,273人、師範学校は19,359人、大学は7,370人であった（日本近代教育史典編集委員会編『日本近代教育史典』平凡社、1971年、86-87頁）。

<sup>4</sup> 拙稿「師範学校令期における修身—その学的性格をめぐって—」（『麗澤学際ジャーナル』第26号、2018年）

<sup>5</sup> 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第4巻、教育資料調査会、1964年、423頁（以下『発達史』と略記）。なお、資料の引用に際して、適宜旧字体は新字体に改めるなどの改変を施した（以下同じ）。

- <sup>6</sup> 第2条では、高等師範学校と女子高等師範学校は東京に各1校の設置とされ、師範学校は北海道及び各府県に1校もしくは数校の設置とされた。また、「師範教育令」と同日に「師範学校生徒定員」が定められた（『発達史』第4巻、424頁）。
- <sup>7</sup> 『発達史』第4巻、423頁。
- <sup>8</sup> 元々この「三気質」をめぐるのは「師範学校令」制定過程において、森有礼と元田永孚との間で論議があった。元田は「徳性」、森は「気質」として重視していたが、森の急逝と「教育勅語」の発布により、「徳性」に転換されることになっていったという。水原克敏『近代日本教員養成史研究—教育者精神主義の確立過程』風間書房、1990年、509-519頁。
- <sup>9</sup> 『発達史』第4巻、423頁。
- <sup>10</sup> 「師範教育令」公布から「師範学校規程」制定の10年の間には、大規模な教育改革を目的とした「文部省八年計画」が立案されたり、それに基づく「師範教育令」の改正案が成文化されるなどの動向があったが、当時の学制改革論や師範学校改革論の中で頓挫し、実現には至らなかった。詳しくは、三原芳一「文部省八年計画調査書」に関する一考察」（『花園大学文学部研究紀要』第34号、2002年）、加島大輔「明治30年代における小学校教員養成制度構想—師範教育令改正作業と教員養成制度の原則をめぐる動向—」（『愛知大学教職課程研究年報』（1）2011年）を参照されたい。
- <sup>11</sup> 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第4巻、学校教育2、財団法人教育研究振興会、1974年、1410頁。
- <sup>12</sup> 「師範教育令」期の高知県の師範教育の実態について詳しくは、千葉昌弘「高知県教員養成史研究ノート（V）—「師範教育令」から「師範学校規程」に至る時期の高知県の教育及び教員養成—」（『高知大学教育学部研究報告』第1部、37号、1985年）を参照されたい。
- <sup>13</sup> 実際の修身の学科内容（男子）は次のように規定されていた（『発達史』第3巻、600頁）。
- 第一学年 毎週二時 教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ニ基キテ人倫道徳ノ要領ヲ授ク  
第二学年 毎週二時 前学年ニ準シ較々詳ニ人倫道徳ノ要領ヲ授ク  
第三学年 毎週二時 前学年ニ準ス 修身ヲ教授スル順序方法ヲ授ク  
第四学年 毎週二時 前学年ニ準シ更ニ帝国憲法ノ要領ヲ授ク  
修身ヲ授クルニハ躬行実 践ヲ旨トシ徒ニ理論ニ偏セザランコトヲ要ス
- なお、女子は各学年毎週「二時」とされ、内容は男子と概ね同様であるが、最後の一文が「修身ヲ授クルニハ殊ニ本邦女子ノ職分習慣等ニ注意シ貞淑ノ美德ヲ涵養センコトヲ要ス」と記されていた。
- <sup>14</sup> 千葉昌弘「高知県教員養成史研究ノート（VI）—「師範学校規程」以降の高知県の教育及び教員養成—」（『高知大学教育学部研究報告』第1部、38号、1986年、53頁）。
- <sup>15</sup> 山本正身「日本におけるヘルバルト派教育学の導入と展開」（『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』第25号、1985年、70-73頁）。
- <sup>16</sup> 藤原喜代蔵『明治・大正・昭和 教育思想学説人物史』第2巻（明治後期篇）、東亜政経社、1943年、761-765頁）。
- <sup>17</sup> 明治期におけるヘルバルトの思想学説の教授理論の導入と展開について詳しくは、稲垣忠彦『増補版 明治教授理論史研究』（評論社、1995年）所収の第2部「ヘルバルト主義」教授理論の導入・変容・定着—公教育教授定型の形成—」を参照されたい。なお、この時期の「修身」の教授法に関するヘルバルト派教育学の影響について、また明治30年代の師範学校の「修身」で使用されていた文献は重要な課題であるため、別稿にてあらためて詳細に論じることとした。
- <sup>18</sup> 中内敏夫・川合章編著『教員養成の歴史と構造』日本の教師6、明治図書出版、1974年、160頁）。
- <sup>19</sup> 『発達史』第5巻、552-553頁）。
- <sup>20</sup> 『発達史』第5巻、553頁。「男生徒」では新たに「法制及経済」が加えられ、男女ともに「手工」が必修とされた。なお本稿では「予備科」及び「第二部」については省略する。
- <sup>21</sup> 『発達史』第5巻、554頁）。
- <sup>22</sup> 『発達史』第5巻、554頁）。
- <sup>23</sup> 『発達史』第5巻、558-560頁。男子は従前は「二」「二」「二」「二」であった。
- <sup>24</sup> 『発達史』第5巻、588頁）。
- <sup>25</sup> 『発達史』第5巻、590-593頁。引用に当たって、適宜改行した。なお、「女生徒ノ部」は基本的に毎学年「男生徒ノ部ニ準ス」とされているが、第4学年のみ、「現行法制上ノ事項ノ大要」として多くの項目が加えられている（593-595頁）。
- <sup>26</sup> 『発達史』第5巻、596-597頁）。
- <sup>27</sup> 『発達史』第5巻、695-697頁）。
- <sup>28</sup> 前掲『日本近代教育百年史』第4巻、1456頁）。
- <sup>29</sup> 『発達史』第5巻、565頁）。
- <sup>30</sup> 『発達史』第5巻、713頁）。
- <sup>31</sup> 前掲『日本近代教育百年史』第4巻、1463頁）。
- <sup>32</sup> 前掲『明治・大正・昭和 教育思想学説人物史』第2巻、294頁）。
- <sup>33</sup> 「国民道徳」概念の登場は、1910（明治43）年12月開催の文部省が主催した師範学校修身科教員講習会での穂積八束、井上哲次郎、吉田熊次の講演であるとするもの、1909（明治42）年7月開催の全国中学校校長会議における穂積の講演であるとするもの、1910（明治43）年5月制定の「師範学校教授要目」であるとするもの、1909（明治42）年の文部省中等教員検定試験の修身科の本試験であるとするものなど諸説あるが、いずれにせよ師範学校の「修身」がその発端になっていることには留意すべきである（寺崎昌男、編集委員会『近代日本における知の配分と国民統合』第一法規出版、1993年、353頁）。